

国民健康保険被保険者証の新規発行廃止に関するQ & A

【みなさまにお願い】

このQ & Aは、令和6年11月20日時点の情報を基に作成しています。今後変更になる場合もありますのでご了承ください。

おもに国民健康保険の内容をお知らせしています。職場の保険等とも共通する箇所はありますが、詳細は必ず加入中の医療保険者または勤務先にご確認くださいようお願いいたします。

《 現行の保険証に関すること 》

Q1 国民健康保険被保険者証はいつまで交付されますか？

令和6年11月29日（金）までに、お住まいの町村の国民健康保険（以下「国保」）窓口等で資格異動等の手続きをした場合は、国民健康被保険者証（以下「保険証」）を交付します。

Q2 今、持っている保険証は、使えなくなりますか？

いいえ、今お持ちの保険証に記載された有効期限までは、使用できます。

《 マイナ保険証に関すること 》

Q3 マイナ保険証とは、どのようなものですか？

マイナ保険証とは、マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたもののことです。
令和6年12月2日以降はマイナ保険証で医療機関に受診することが基本になります。

Q4 マイナ保険証を持っていません。

令和6年12月2日以降は、どのように医療機関に受診すればいいですか？

今お持ちの保険証は、Q2のとおり記載された有効期限までは、これまでどおり使用できます。令和6年12月2日以降、有効な保険証を紛失した、新しく国保に加入した等の場合は、お住まいの町村の国保窓口で手続きをすると『資格確認書』を発行します。

Q5 令和6年12月2日以降、不要になる手続きはありますか？

保険証の新規発行は廃止になりますが、資格に関すること（加入・喪失）、給付関係に関すること（高額療養費の支給申請書等）は、これまでどおり手続きが必要です。

Q6 マイナ保険証で受診しようとしたが、マイナ保険証を読み取るカードリーダーがない医療機関でした。どのように受診したらよいですか？

マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示することで受診できます。

Q7 マイナ保険証を持っていても、医療機関にカードリーダーがあるかどうか分からないことから、資格情報のお知らせも一緒に持っていたほうがいいですか？

ほとんどの医療機関で、マイナ保険証に対応できるようになっていますが、カードリーダーの不具合など不測の事態が起こる可能性がありますので、「資格情報のお知らせ」を一緒に持つことをお勧めします。

なお、スマホ等でマイナポータルから「資格情報」をPDFファイルでダウンロードすることができます。このPDF画面の提示で「資格情報のお知らせ」に代えることができますので、この場合には紙を持ち歩く必要はありません。

Q8 マイナ保険証の情報は、どのように更新されますか？

お住まいの町村の国保窓口で各種手続きをすると、最上地区広域連合（以下「広域連合」）国保システムにその情報を入力します。その後、広域連合国保システムからマイナ保険証に係る情報を管理する「中間サーバー」に連携され、マイナ保険証の情報が更新されます。各種手続き後、マイナ保険証の情報が更新されるまで約3日程度が必要です。※祝日等の関係で、更に1～2日程度かかる場合もあります。

《 資格確認書に関すること 》

Q9 資格確認書とは、どのようなものですか？

マイナ保険証を持っていない方に発行するもので、保険証の代わりになります。

Q10 資格確認書があれば、マイナ保険証がなくても医療機関に受診できますか？

受診できます。これまでの保険証と同様に医療機関の窓口へ提示してください。

Q11 資格確認書の有効期限は、いつですか？更新はどのようにになりますか？

【マイナ保険証を持っていない方】

資格確認書の有効期限は、1年間（更新月：8月）です。

令和6年12月2日以降に発行する資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日です。

※広域連合で更新し、有効期限が終了する前に郵送します。（申請は不要）

【マイナ保険証を持っている方に緊急的に発行する場合】

手続き日の翌月から3か月後の月末を有効期限とした資格確認書を発行します。

※広域連合で更新は行いません。

Q12 今後もマイナンバーカードを作る予定はありません。この場合でも、資格確認書は更新されますか？

広域連合で有効期限が終了する前に更新し、郵送します。現在のところ、資格確認書を廃止する予定はありません。

Q13 現在、有効期限まで間がある保険証を持っています。念のため、資格確認書も持っておきたいのですが申請すると発行してもらえますか？

有効期限まで間がある保険証を持っているときは、資格確認書の発行はできません。

ただし、令和6年12月2日以降に保険証を紛失した、新しく国保に加入した等の場合は、お住まいの町村の国保窓口で手続きをしていただくと『資格確認書』を発行します。

Q14 就職して社会保険に加入しました。国保の資格確認書の有効期限まで間がありますが、広域連合に返還が必要ですか？

国保の資格喪失後に誤って資格確認書を使用した場合、医療費の返還等が必要になる可能性があります。必ずお住まいの町村の国保窓口に戻してください。

Q15 資格確認書の有効期限が切れてしまいました。広域連合に返還が必要ですか？

有効期限が切れているときは、返還不要です。

Q16 資格確認書を紛失してしまいました。再発行してもらえますか？

再発行できます。お住まいの町村の国保窓口で手続きをしてください。

《 資格情報のお知らせに関すること 》

Q17 資格情報のお知らせとは、どのようなものですか？

マイナ保険証を持っている方が、ご自身の被保険者資格等（加入中の医療保険制度等）を簡易に把握するため、資格取得時や負担割合変更時に発行する通知書のことです。

Q18 資格情報のお知らせだけで、医療機関を受診できますか？

受診できません。医療機関窓口では、必ずマイナ保険証と一緒に提示してください。

Q19 資格情報のおしらせの有効期限は、いつですか？更新はどのようにになりますか？

有効期限はありませんが、資格確認書と同様に更新を行います。（更新月：8月）

Q20 資格情報のお知らせを紛失してしまいました。再発行してもらえますか？

再発行できます。お住まいの町村の国保窓口で手続きをしてください。

Q21 資格情報のお知らせは、いつまで発行されますか。

カードリーダー等がない場合等に必要となりますので、今後も発行が続くと思われます。

《 その他 》

Q22 私は、保険料に滞納があり短期被保険者証が発行されています。マイナ保険証に移行することで何か変わることはありますか？

保険証（資格証明書を含む）の新規発行が廃止されるため、短期被保険者証の新規発行も廃止されます。今後の保険料の納め方やマイナ保険証移行後の対応の詳細は、お住いの町村の税務窓口にご確認ください。

Q23 私は、令和6年11月に70歳になりました。これまでは、70歳の誕生日の翌月までに高齢受給者証の記載がある保険証が届くようです。今後はどうなりますか？

マイナ保険証の有無によって、下記の取扱いに変更されます。

① 令和6年11月2日～令和6年12月1日が70歳の誕生日の方

⇒広域連合から「被保険者証兼高齢受給者証」と記載された保険証を送付します。

※11月末までに到着するように送付します。

② 令和6年12月2日以降が70歳の誕生日の方

【マイナ保険証ありの方】

「資格情報のお知らせ」を送付します。

⇒負担割合欄に『2割』または『3割』と記載されています。

マイナ保険証と一緒に医療機関の窓口に表示してください。

【マイナ保険証なしの方】

「資格確認書」を送付します。

⇒負担割合欄に『2割』または『3割』と記載されています。

保険証と同様に、医療機関の窓口に表示してください。

Q24 マイナ保険証の利用登録解除（保険証として使うことをやめる手続き）ができるとテレビで見ました。その手続きをしたいのですが、どうしたらいいですか？

マイナ保険証の利用登録解除手続きは、お住まいの町村の国保窓口へお願いします。利用登録解除を申請すると、その場で資格確認書を交付します。

※広域連合は、令和6年12月2日から受付を開始します

【持ち物】 本人または代理人の身分証明書 ※顔写真ありは1点、なしは2点

【留意事項】・解除申請受付後、実際に解除されるまで、最大で3か月程度かかります。

※申請日によっては、システム処理の都合で遅れることがあります。

【参考】資格確認書・資格情報のお知らせの交付対象者、記載内容およびイメージ一覧

	資格確認書
根拠	法第9条第2項、省令第6条
対象	マイナ保険証を保有していない方
目的	マイナ保険証を保有していない方が医療機関等において被保険者資格を確認できるようにするため。
記載事項	※確認書のみで医療機関受診可能 被保険者記号・番号・枝番 氏名、性別、生年月日 適用開始年月日、交付年月日 世帯主氏名、住所 保険者番号、交付者名（保険者名） 有効期限
70歳以上	負担割合（2又は3割）、発効期日
滞納	特別療養費の対象である場合はその旨
有効期限	1年（8月更新）
様式	カード型（被保険者証と同じサイズ）

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資 格 確 認 書				
記 号	番 号	(枝番)		
氏 名	性 別			
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割	
適用開始年月日	年 月 日			
交 付 年 月 日	年 月 日			
世帯主氏名				
住 所				
保険者番号				
交 付 者 名				
印				

	資格情報のお知らせ（資格情報通知書）
根拠	省令第7条の3
対象	マイナ保険証を保有している方
目的	マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を把握するため、資格取得時や負担割合変更時に発行する。
記載事項	※通知書のみで医療機関受診不可 被保険者記号・番号・枝番 氏名、適用開始年月日、交付年月日 保険者番号、交付者名（保険者名） マイナポータルアクセス用のQRコード
70歳以上	有効期限 負担割合（2又は3割）、発効期日
滞納	特別療養費の対象である場合はその旨
有効期限	有効期限の定めなし（8月更新）
様式	A4（紙） ※右下部の切り取り可能

資格情報のお知らせ		(交付者名)	(保険者番号)
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。			
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日		
※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部のQRコード取得箇所も同様） スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。			
マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら			
			
マイナ保険証の読み取りができない等の場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。）			
下部を切り取ってご利用いただけます。 (この部分のみを切り取ります)			
資格情報のお知らせ 令和〇〇年〇月〇日発行 (交付者名) (保険者番号)			
記号 000 番号 00000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)			
受診の際にはマイナ保険証が有効であることを示す			

【お問い合わせ】最上地区広域連合 29-6111（〒996-0077 新庄市城南町5番11号）

金山町役場 健康福祉課医療介護係 29-5625
鮭川村役場 健康福祉課介護医療係 55-2113

真室川町役場 町民課住民係 62-2054
戸沢村役場 健康福祉課医療介護係 72-2364